

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年5月31日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【電話番号】	03（5288）6467
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 （平成23年6月16日から平成23年6月29日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間 （平成23年6月30日から平成24年9月25日まで） 1兆円を上限とします。 上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（年1回決算型）

（以下、「当ファンド」ということがあります。また、愛称として「エマージング・バランス（年1決算）」という名称を用いることがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間：1万口 = 1万円

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「（8）申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「エマバラ年1」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(5) 【申込手数料】

3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口 = 1万円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成23年6月16日から平成23年6月29日まで

継続申込期間：平成23年6月30日から平成24年9月25日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

平成23年7月4日以降、03-6756-4600（予定）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）となります。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

本邦以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとし、

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンド「B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（年1回決算型）」は、国内籍証券投資信託である「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」およびケイマン籍外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	
単位型投信	国内	株式 債券	*追加型投信： 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 *海外： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 *資産複合： 目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
追加型投信	海外	不動産投信	
	内外	その他資産（ ）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オフ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (債券、株式)資産配分変更型))	その他 ()	中南米	エマージング	
	資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	アフリカ		
		中近東 (中東)		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

* その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式）資産配分変更型））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。なお、投資対象としている資産は債券および株式です。

* 年1回：目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

* エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成

長国（地域）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* ファンド・オブ・ファンズ：社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

* 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式）資産配分変更型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,500億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

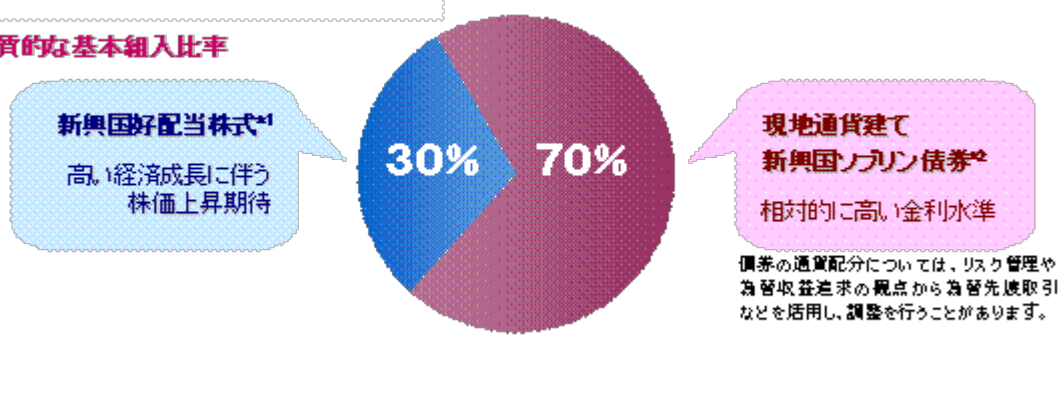
ファンドの特色

- a. 投資対象ファンドへの投資を通じて、現地通貨建て新興国ソブリン債券と新興国好配当株式に投資を行い、相対的に高い水準の利子収入と配当等収益を確保しつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。なお、原則として為替ヘッジは行いません。

基本組入比率は、現地通貨建て新興国ソブリン債券70%、新興国好配当株式30%とし、±10%の範囲で調整を行うことがあります。

新興国の債券と株式に分散投資します。

実質的な基本組入比率

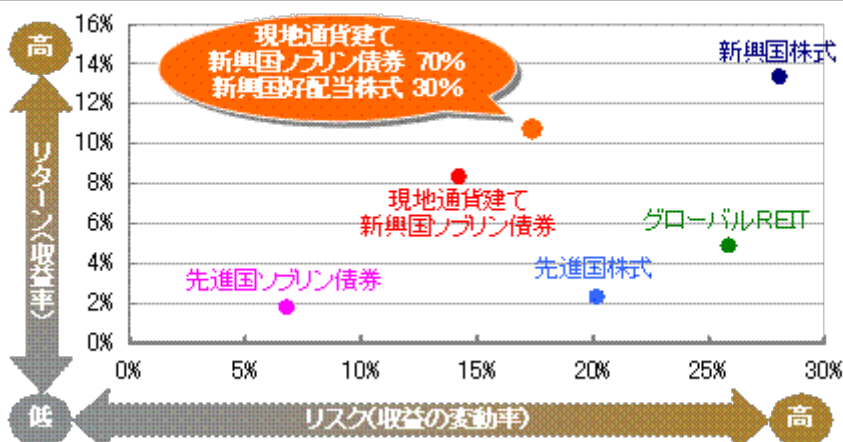


*1 メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）

*2 スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

一般的に新興国投資はリスクが高いとされていますが、相対的に安定したインカム収入が期待できる現地通貨建て新興国ソブリン債券と株価の上昇が狙える新興国好配当株式を併せ持つことで、リスク低減を図りながらも高いリターンを狙えます。

各資産クラスのリスク・リターン特性(2004年4月末～2011年4月末のデータに基づく)



出所：ブルームバーグのデータを基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

現地通貨建て新興国ソブリン債券：JPモルガンGBI-EM Diversified Index（円換算ベース）

新興国株式：MSCI Emerging Markets Index（配当込み、円換算ベース）

新興国好配当株式：S&P Emerging Markets Dividend Opportunities Index（配当込み、円換算ベース）

先進国ソブリン債券：Citigroup World Government Bond Index（円ベース）

先進国株式：MSCI World Index（配当込み、円換算ベース）

グローバルREIT：S&P Global REIT Index（円ベース）

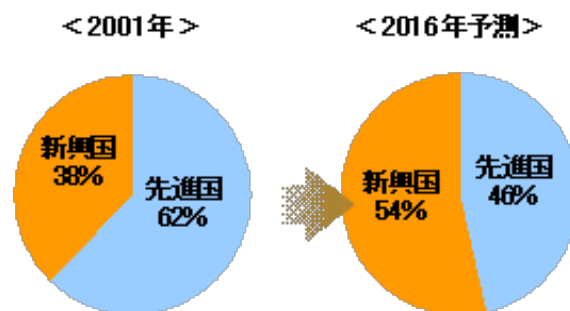
新興国、先進国の定義はIMFによるものです。

上記グラフ・数値は、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

今後も高い経済成長が期待できる新興国

新興国とは、米国、日本、西欧諸国などの先進国に対して、中南米、アジア、アフリカ、ロシア、東欧諸国などの今後経済成長が期待される国・地域をいいます。

世界経済における新興国の存在は高まってきています。



出所：国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook April 2011のデータを基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

* 上記図表における地域の分類は、外務省に拠ります。

注：上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。また、上記以外の国に対しても投資を行うことがあります。

b. 原則として、年1回決算を行います。

原則として、毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

c. 実質的な運用は、B N Yメロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（以下、スタンディッシュ・メロン社という場合があります。）が債券部分の運用を、メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（以下、メロン・キャピタル社という場合があります。）が株式部分の運用を担当します。

* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

メロン・キャピタル社は、総合金融会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの傘下の資産運用会社の1つとして1983年に設立された（本社サンフランシスコ）、G T A A（グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション）戦略やインデックス運用など定量モデルによる運用において豊富な経験を有する運用会社です。

メロン・キャピタル社の創設者の一人であるウィリアム・ファウゼは、インデックス運用のパイオニア的存在であり、世界で初めて株式のパッシブ・ポートフォリオの開発を行ったと認知されています。

2010年（平成22年）12月末現在の総運用資産は2,085億米ドル（約17兆円、1米ドル＝81.49円で換算）に上ります。

（注）G T A Aとはグローバル・タクティカル・アセット・アロケーションの略で、機動的にグローバルな資産配分を変更していく運用を指します。“G T A A”は、メロン・キャピタル社の日本における登録商標（登録番号4323165号）です。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン社は、70余年前の1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2010年（平成22年）12月末現在で784億米ドル（約6兆円、1米ドル＝81.49円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約80名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併して誕生した会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、BNYメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的な市場の指数への連動を目指す運用からヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 AA-、ムーディーズ社 Aa2

総運用資産：約1.17兆米ドル（約95兆円）（注）

総管理資産：約25兆米ドル（約2,037兆円）（注）

（注）2010年（平成22年）12月末現在、1米ドル＝81.49円で換算。

(2) 【ファンドの沿革】

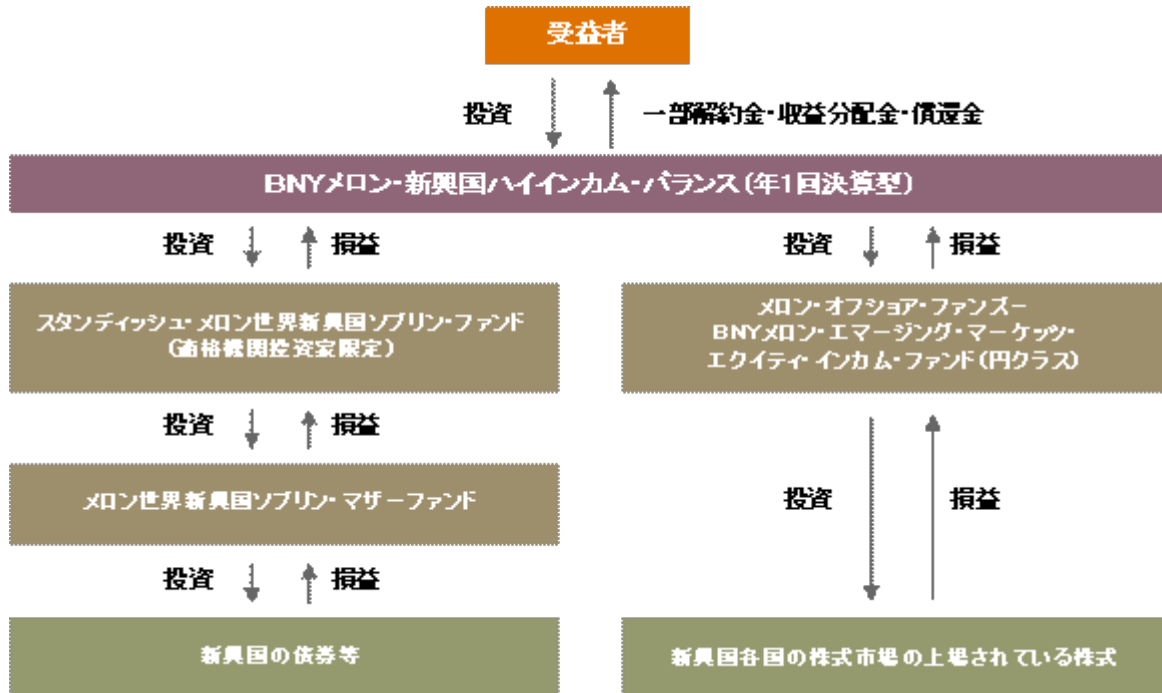
平成23年6月30日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を当ファンド（B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（年1回決算型））にて取りまとめ、その資金を投資対象である投資信託（スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）およびメロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマーシング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス））に投資をし、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。

当ファンドの仕組み

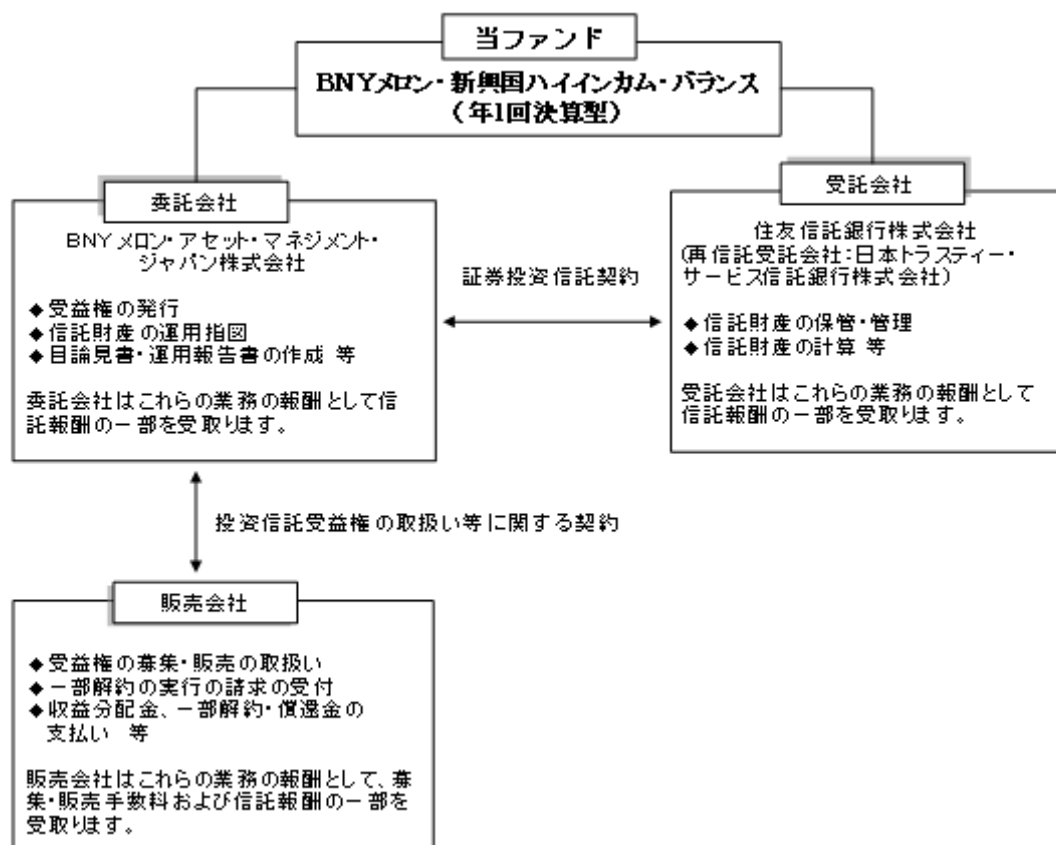


ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。
- c. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
ファンドの受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 名称

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階

c. 資本金の額（平成23年5月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立

平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号

平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号

平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更

平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号

平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号

平成19年11月 1日 会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（平成23年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

運用方法

a. 投資対象

国内籍証券投資信託である「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソプリン・ファンド（適格機関投資家限定）」およびケイマン籍外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」を主要投資対

象とします。

b. 投資態度

1. 「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」に70%、「メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」に30%投資することを基本組入比率とします。
2. 基本組入比率は、±10%程度の範囲で調整を行うことがあります。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として国内証券投資信託である「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券および外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」投資信託証券のほか、次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要（平成23年5月末現在）

1. スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

ファンド名	スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド （適格機関投資家限定）
商品分類	適格機関投資家私募 / 契約型 追加型 / 海外 / 債券（FOF専用）
主要投資対象	「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券の投資割合には、制限を設けません。 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
当初設定日	平成19年8月1日（水）
信託期間	無期限
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	収益分配方針に基いて、毎月分配を行います。
申込手数料	ありません。
信託報酬率	0.588%（税抜0.56%）
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（参考）メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

ファンド名	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド
主要投資対象	新興国が発行した現地通貨建ての国債等を主要投資対象とします。
投資態度	主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。 ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。 運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. メロン・オフショア・ファンズ - BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）

ファンド名	メロン・オフショア・ファンズ - BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）
商品分類	ケイマン籍外国投資信託 * 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズから取得される投資比率に制限はありません。
投資方針	主に高配当利回りの新興国株式に投資をし、定期的な収益分配を行うこと、また信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	新興国の上場株式に投資します。

投資態度	主に新興国の高配当株に投資し、配当収入の獲得及び、信託財産の中長期的な成長を目指します。 組入れ銘柄は、副投資運用会社独自のモデルを用いて評価した財務内容の健全性、当該銘柄の流動性を確認した上で、相対的に配当利回りの高い銘柄の中から選定いたします。 株式の組入れは高位を維持します。ただし、市場動向の急激な変化が生じた時等や、やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入れ比率を下げる場合があります。 外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。
当初設定日	2011年（平成23年）3月16日
決算日	5月31日
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬等	日々の純資産総額に対して年率0.91% （内訳 管理報酬：0.80%、管理事務代行および保管会社報酬：0.10%、受託会社報酬：0.01%）
信託財産留保額	0.20%
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの設立・開示に関する費用（ファンドの監査に要する費用、弁護士報酬等を含みますが、これらに限りません。）等も負担します。
管理会社	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

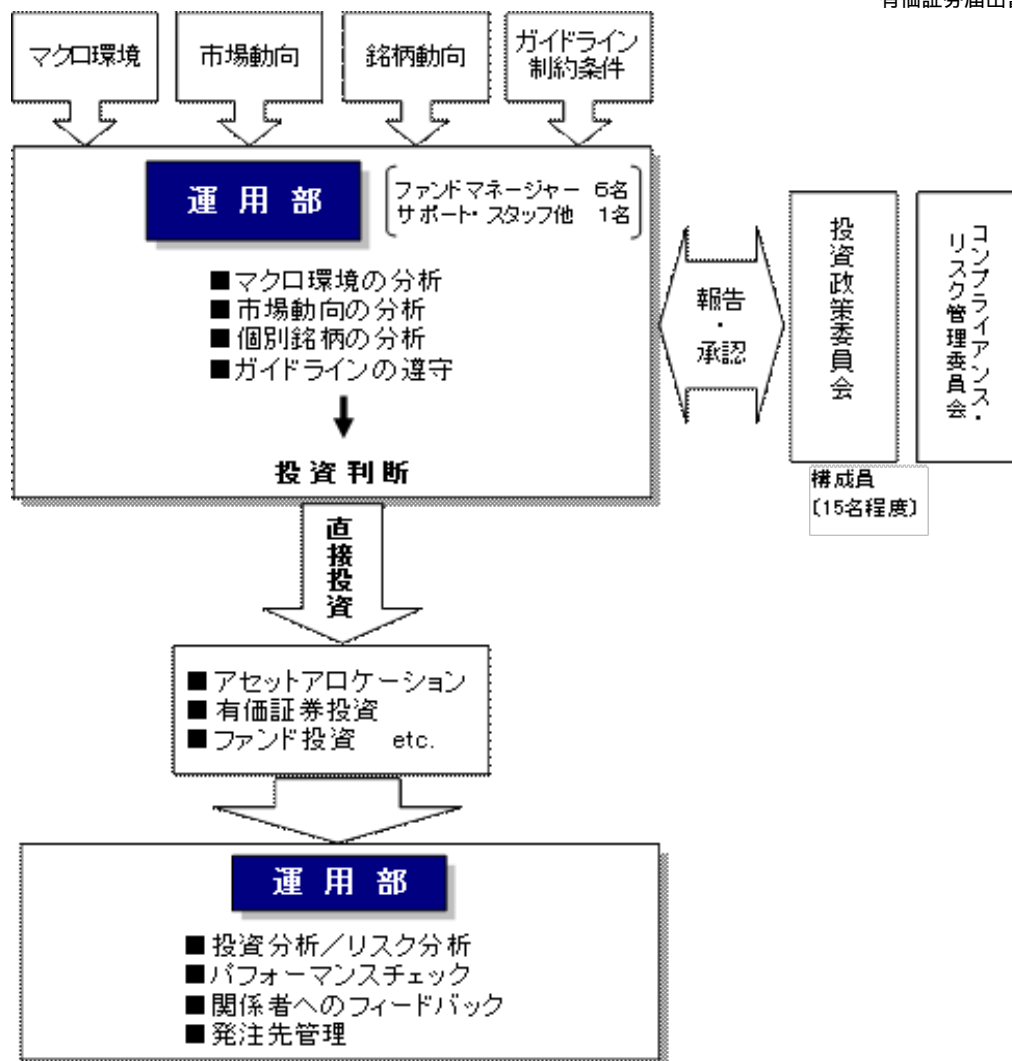
（3）【運用体制】

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。投資信託証券の運用は、「スタンディッシュ・メロン社」および「メロン・キャピタル社」が行います。

委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、当ファンドの運用計画案の審議を行うとともに、当ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成および発注状況の管理等を実施します。
- f. 必要に応じて当ファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的実施します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会運営規程
- ・ファンド・マネージャーサービス規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

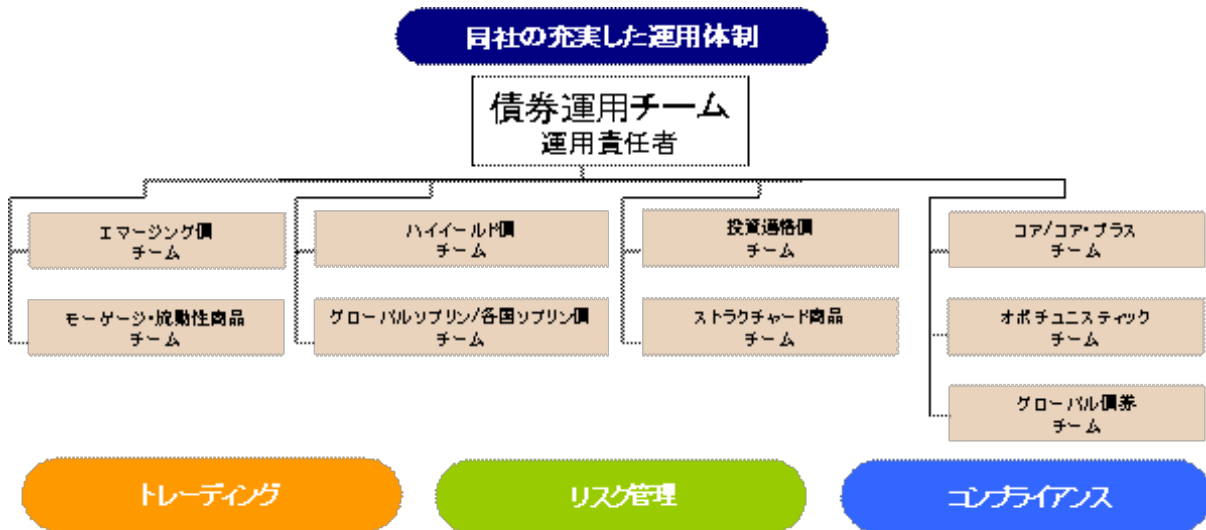
信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成23年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。

（参考）スタンディッシュ・メロン社

「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」の投資対象である「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の運用は、「スタンディッシュ・メロン社」が行います。



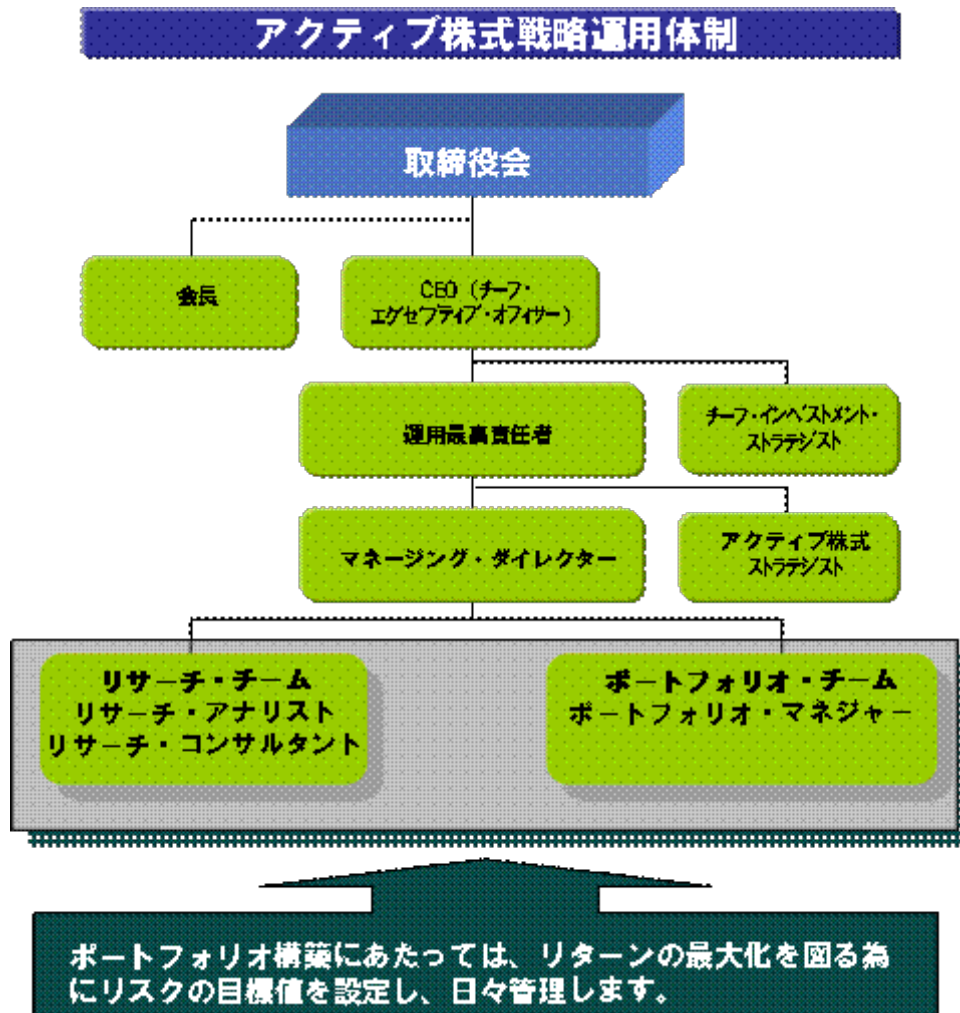
※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（参考）メロン・キャピタル社

「メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」の運用は、「メロン・キャピタル社」が行います。



（注）上記の運用体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（原則として毎年6月25日、休業日の場合には翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a . 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。
- b . 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- c . 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方法

- a . 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1 . 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 2 . 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a . 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- b . 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- c . 株式への直接投資は行いません。
- d . 外貨建資産への直接投資は行いません。
- e . デリバティブの直接利用は行いません。

信託約款上のその他の投資制限

- a . 公社債の借入れ
 - 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - 2 . 上記1 . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3 . 信託財産の一部解約等の事由により、上記2 . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4 . 上記1 . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- b . 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- c . 再投資の指図
委託会社は、上記b . の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償

還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

d. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

e. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、主として国内外の投資信託証券に投資しますので、投資する投資信託証券の価額の変動等により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項には、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

投資信託証券を通じて投資を行う債券、株式等の価格動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

当ファンドが主として実質的に投資する新興国の債券市場および株式市場は、欧米等の先進国の債券市場および株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

信用リスク

債券、株式等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が生じた

場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。

カントリー・リスク

新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。

以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も高い傾向があります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

受益者の解約・追加による資金流出入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に当ファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。

その他の留意点

< 当ファンドの資産規模にかかる留意点 >

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 収益分配金にかかる留意点 >

- ・ 計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。委託会社の判断により分配が行われないこともあります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< 受託会社の信用力にかかる留意点 >

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があります。為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 法令・税制・会計制度等の変更の可能性 >

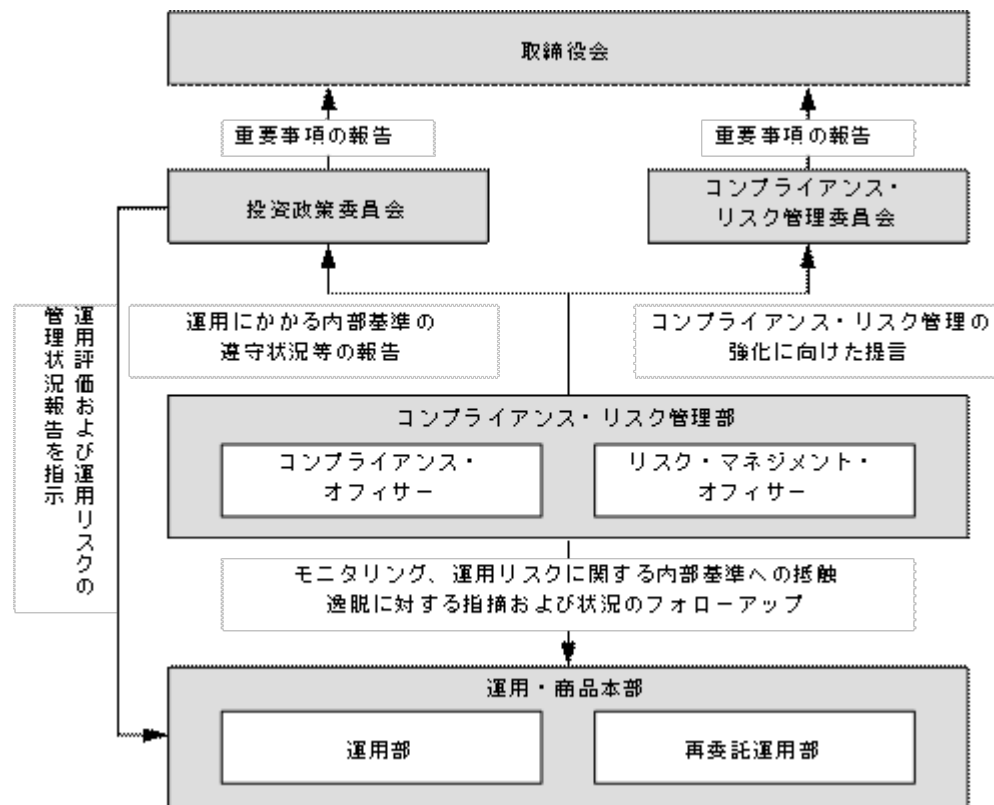
法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 （原則毎月2回開催）	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則毎月1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・ オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・ オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成23年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）スタンディッシュ・メロン社のリスク管理体制

運用商品や運用プロセス、手数料など管理対象ごとにコミッティを設置し、運用・オペレーション・トレーディングの関係者のほか、監査・リスク管理グループおよびコンプライアンスが四半期ごとに同席して委員会を開催しています。

リスク・マネジメント・グループによるサポート

また、リスク管理の専任部署であるリスク・マネジメント・グループが社内の関連部署と連携しながら、運用チームに対して下記のサポートを行います。

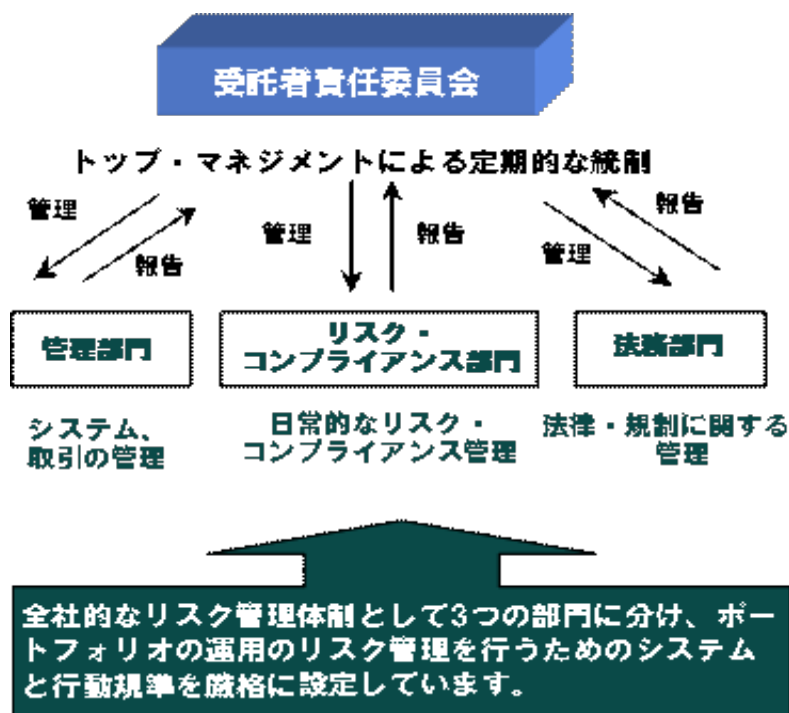
- ・社内および外部システムに基づくリスク・モニタリング
- ・新しいリスクフレームワークの開発・維持
- ・自社とサードパーティーの分析システムの管理

（注）上記の管理体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（参考）メロン・キャピタル社のリスク管理体制

運用チームによるリスク管理	ポートフォリオ構築にあたっては、リスク調整後の期待リターン の最大化を図る為にベンチマークに対するトラッキング・エラー の目標値を設定し、日々管理します。
運用チーム以外による リスク管理	全社的なリスク管理体制として3つの部門に分け、ポートフォリオ の運用のリスク管理を行うためのシステムと行動基準を厳格に設 定しています。 管理部門は、情報システム、注文の発注・執行、デリバティブ取 引の管理、リコンシリエーションなど発注前から、受渡までの 管理を行います。 コンプライアンス・リスク管理部門は、日々の会社全般のコン プライアンス・リスクの把握、統制を行います。 法務部門は、各種法律・規制、その他契約などの管理を行いま す。

全ての部門は、トップ・マネジメントによる受託会社責任委員会の下に管理されます。



(注) 上記のリスク管理体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口=1万円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

平成23年7月4日以降、03-6756-4600（予定）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせ

ください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額

一部解約される場合には、信託財産留保額が控除されます。

信託財産留保額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の113.4（税抜 年10,000分の108.0）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

各販売会社の純資産総額	信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
50億円以下の部分	年1.1340% (税抜1.08%)	年0.2100% (税抜0.20%)	年0.8925% (税抜0.85%)	年0.0315% (税抜0.03%)
50億円超の部分		年0.1575% (税抜0.15%)	年0.9450% (税抜0.90%)	

上記の信託報酬には、消費税等相当額が含まれております。

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

a. スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

・・・純資産総額に対して年率0.588%（税抜0.56%）

b. メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）

・・・純資産総額に対して年率0.91%

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.8186%程度（概算）となります。

なお、実質的な負担額は、上記各投資信託証券を基本組入比率で組入れたものとして計算しています。

(4) 【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当ファンドの借入金利息。
- ・外貨建資産の保管費用。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。監査費用は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(注) この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額

等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

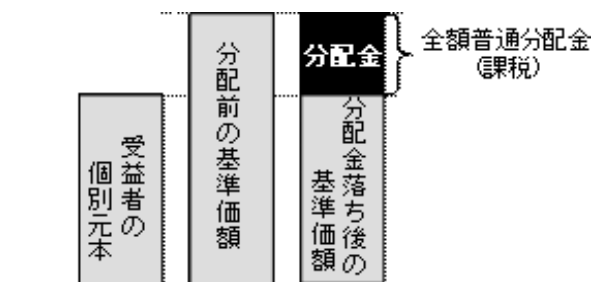
- a. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

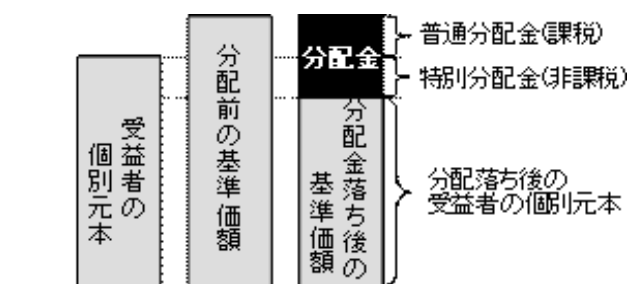
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1. および2. の10%の税率は、平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）と

なる予定です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7%の税率は、平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（参考）個人の受益者に対する課税

以下は個人の受益者の場合の税率です。法人の場合は税率等が異なります。

時期	項目	税金	
		平成21年1月1日から 平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対して 10%（所得税7%、地方税3%）	普通分配金に対して 20%（所得税15%、地方税5%）
換金時 （解約請求）	所得税および 地方税	解約時の差益に対して 10%（所得税7%、地方税3%）	解約時の差益に対して 20%（所得税15%、地方税5%）
償還時	所得税および 地方税	償還時の差益に対して 10%（所得税7%、地方税3%）	償還時の差益に対して 20%（所得税15%、地方税5%）

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成23年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドは平成23年6月30日に当初の設定を行う予定です。したがって有価証券届出書提出日現在、記述する運用状況は存在していません。

以下に参考として記載する「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」および「メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）」の運用状況は、平成23年4月28日現在のものです。

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

<参考>

スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	289,857,867	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		46,074	0.02
合計（純資産総額）		289,811,793	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	----	---------	---------

国債証券	トルコ	12,789,492,189	19.21
	南アフリカ	10,709,585,990	16.08
	メキシコ	9,323,692,115	14.00
	ペルー	5,673,445,479	8.52
	ハンガリー	5,519,071,074	8.29
	ブラジル	4,446,792,898	6.68
	コロンビア	4,411,159,726	6.63
	ポーランド	3,525,458,270	5.29
	マレーシア	1,646,416,803	2.47
	タイ	1,280,563,251	1.92
	フィリピン	1,147,105,822	1.72
	ロシア	382,929,300	0.58
	チリ	117,915,326	0.18
	小計	60,973,628,243	91.58
社債券	ドイツ	2,926,120,989	4.39
	アメリカ	685,877,801	1.03
	小計	3,611,998,790	5.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,996,565,515	3.00
合計（純資産総額）		66,582,192,548	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	288,100,455	1.0039	289,252,661	1.0061	289,857,867	100.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成23年4月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成23年4月28日現在）

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/ 地域	種 類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
-----	-----------	------	----------	--------	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

13.5% SAGB 09/15/2015	13.5	2015/9/15	南アフリカ	国債証券	642,260,000	1,538.77	9,882,961,690	1,511.32	9,706,624,127	14.58
14% TURKEY GOVT BO 09/12	14	2012/9/26	トルコ	国債証券	105,375,000	5,975.46	6,296,645,726	5,821.68	6,134,596,880	9.21
16% TURKEY GOVERNMENT 03/12	16	2012/3/7	トルコ	国債証券	103,685,000	5,975.96	6,196,178,375	5,754.56	5,966,615,847	8.96
9.5% MBONO 12/18/2014	9.5	2014/12/18	メキシコ	国債証券	510,333,000	797.40	4,069,427,702	788.32	4,023,094,870	6.04
8% HGB 02/12/2015	8	2015/2/12	ハンガリー	国債証券	7,533,840,000	48.50	3,654,448,809	47.98	3,615,331,545	5.43
12% COLOMBIA REP	12	2015/10/22	コロンビア	国債証券	55,835,000,000	5.92	3,307,248,787	5.95	3,327,592,743	5.00
5.75% POLGB 09/22	5.75	2022/9/23	ポーランド	国債証券	108,630,000	3,048.88	3,312,000,648	2,983.62	3,241,109,134	4.87
10% BRAZIL NTN-F	10	2017/1/1	ブラジル	国債証券	5,320,000	48,438.77	2,576,942,920	48,051.29	2,556,328,796	3.84
11.3% RUSSIAN CLN 10/12	11.3	2012/10/19	ドイツ	社債証券	25,488,000	8,412.37	2,144,147,210	8,972.38	2,286,880,315	3.43
10% MBONO 12/05/2024	10	2024/12/5	メキシコ	国債証券	258,135,000	874.62	2,257,717,158	864.01	2,230,315,827	3.35
8.2% PERUGB 08/12/2026	8.2	2026/8/12	ペルー	国債証券	72,135,000	3,391.23	2,446,264,042	3,022.20	2,180,069,380	3.27
9% MEXICAN BONO 12/20/12	9	2012/12/20	メキシコ	国債証券	268,610,000	771.51	2,072,364,457	756.26	2,031,413,623	3.05
7.5% HGB 11/12/2020	7.5	2020/11/12	ハンガリー	国債証券	4,016,860,000	47.35	1,902,374,372	47.39	1,903,739,529	2.86
8.6% PERUGB 08/12/2017	8.6	2017/8/12	ペルー	国債証券	52,290,000	3,449.80	1,803,902,022	3,251.89	1,700,416,036	2.55
5.734% MALAYSIAN GOVT 07/19	5.734	2019/7/30	マレーシア	国債証券	52,880,000	3,133.09	1,656,781,528	3,113.49	1,646,416,803	2.47
9.91% PERUGB 05/05/2015	9.91	2015/5/5	ペルー	国債証券	47,425,000	3,569.53	1,692,853,728	3,300.33	1,565,185,087	2.35
5.125% THAILAND 03/18	5.125	2018/3/13	タイ	国債証券	425,550,000	305.02	1,298,020,305	300.91	1,280,563,251	1.92
10.5% SAGB 12/21/2026	10.5	2026/12/21	南アフリカ	国債証券	69,600,000	1,454.04	1,012,013,857	1,441.03	1,002,961,863	1.51
12.5% BRAZIL	12.5	2022/1/5	ブラジル	国債証券	14,740,000	5,996.89	883,941,840	6,218.94	916,671,756	1.38
4.95% PHILIPPINES 1/21	4.95	2021/1/15	フィリピン	国債証券	479,000,000	187.02	895,829,100	187.64	898,840,242	1.35
10% BRAZIL NTN-F 21/01	10	2021/1/1	ブラジル	国債証券	1,721,000	46,552.63	801,170,816	46,006.82	791,777,539	1.19

7.75% COLOMBIA REP 4/21	7.75	2021/4/14	コロンビア	国債証券	13,684,000,000	5.13	702,854,970	5.10	698,129,901	1.05
10% TURKEY GOVT BO 2/12	10	2012/2/15	トルコ	国債証券	8,700,000	5,963.50	695,847,675	5,786.49	688,279,462	1.03
9% MBONO 12/22/11	9	2011/12/22	メキシコ	国債証券	75,725,000	757.83	573,874,037	734.74	556,383,152	0.84
11.3% RUSSIAN CLN 10/17	11.3	2012/10/17	ドイツ	社債券	6,435,000	7,920.35	509,674,615	8,447.26	543,581,295	0.82
10% MEXICAN BONOS 11/36	10	2036/11/20	メキシコ	国債証券	56,200,000	839.99	472,077,145	858.51	482,484,643	0.72
9.85% COLOMBIA REP	9.85	2027/6/28	コロンビア	国債証券	6,750,000,000	5.60	378,405,959	5.71	385,437,082	0.58
7.85% RUSSIA-EUROBO 3/18	7.85	2018/3/10	ロシア	国債証券	120,000,000	302.15	362,582,350	319.10	382,929,300	0.58
RUSSIAN CLN 10/12 0616	11.3	2012/10/17	アメリカ	社債券	2,897,271.27	9,361.22	271,220,053	10,061.62	291,512,639	0.44
6.25% POLGB 10/24/2015	6.25	2015/10/24	ポーランド	国債証券	8,975,000	3,223.38	289,298,739	3,168.23	284,349,136	0.43

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	91.58
社債券	5.42
合計	97.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成23年4月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	売建/ 買建		数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替 予約 取引	買建	米ドル	209,100,312.13	17,221,570,662	17,158,771,609	25.77
		タイバーツ	1,565,055,000.00	4,349,453,840	4,288,250,700	6.44
		ポーランドズロチ	120,620,000.00	3,593,475,666	3,713,889,800	5.58
		ハンガリーフォリント	2,187,290,000.00	973,462,937	1,000,028,988	1.50
		メキシコペソ	92,680,000.00	668,991,027	658,954,800	0.99
		南アフリカランド	26,800,000.00	324,100,314	331,784,000	0.50
		フィリピンペソ	100,930,000.00	190,958,237	191,767,000	0.29
	売建	タイバーツ	120,000,000.00	327,600,000	328,800,000	0.49
		オーストラリアドル	15,030,000.00	1,304,153,100	1,342,329,300	2.02
		メキシコペソ	221,090,000.00	1,549,840,900	1,571,949,900	2.36
		ユーロ	21,855,000.00	2,572,989,150	2,658,442,200	3.99
		南アフリカランド	417,275,000.00	5,049,027,500	5,165,864,500	7.76
		トルコリラ	119,025,000.00	6,371,408,250	6,409,496,250	9.63
米ドル	121,277,359.93	10,100,442,021	9,952,043,495	14.95		

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（注2）売建の投資比率は（マイナス）で表示しております。

<参考>

メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド
（円クラス）

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		評価額		構成 比 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	生活必需品	9,830	2,301.28	22,621,623	2,636.83	25,919,991	5.83
ブラジル	株式	CIELO SA-SPONSORED ADR	情報技術	34,900	693.34	24,197,732	735.08	25,654,302	5.77
フィリピン	株式	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	電気通信サービス	5,000	3,933.11	19,665,562	4,680.37	23,401,869	5.26
ブラジル	株式	AES TIETE SA-ADR PREF	公益事業	17,100	1,213.02	20,742,641	1,337.18	22,865,729	5.14
チェコ	株式	CEZ AS	公益事業	4,800	3,933.66	18,881,573	4,666.16	22,397,551	5.04
チェコ	株式	TELEFONICA O2 CZECH REPUBLIC	電気通信サービス	10,600	1,886.36	19,995,376	2,112.58	22,393,332	5.04
ポーランド	株式	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	電気通信サービス	39,900	481.35	19,206,037	542.11	21,630,040	4.86
チェコ	株式	KOMERCNI BANKA AS	金融	1,000	19,697.43	19,697,431	21,487.43	21,487,425	4.83
中国	株式	RENHE COMMERCIAL HOLDINGS	金融	1,500,300	12.80	19,202,438	14.28	21,427,350	4.82
タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE-FOR RG	電気通信サービス	83,200	235.92	19,628,628	250.56	20,846,535	4.69
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	情報技術	19,000	954.52	18,135,853	1,084.26	20,601,012	4.63
中国	株式	CHINA ZHONGWANG HOLDINGS LTD	素材	481,600	39.63	19,086,388	41.80	20,128,944	4.53
台湾	株式	CHUNGHWA TELECOM LTD-ADR	電気通信サービス	7,800	2,420.67	18,881,248	2,580.53	20,128,146	4.53
中国	株式	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	一般消費財・サービス	781,000	23.78	18,571,210	24.89	19,437,966	4.37
マレーシア	株式	MALAYAN BANKING BHD	金融	79,300	252.53	20,025,455	240.93	19,105,525	4.30
台湾	株式	SILICONWARE PRECISION-SP ADR	情報技術	36,400	493.59	17,966,846	516.43	18,798,148	4.23
南アフリカ	株式	KUMBA IRON ORE LTD	素材	2,600	5,821.36	15,135,546	5,932.32	15,424,030	3.47
フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	電気通信サービス	8,900	1,433.78	12,760,633	1,682.43	14,973,584	3.37
マレーシア	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	生活必需品	10,800	1,309.75	14,145,309	1,321.66	14,273,903	3.21
ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA-SPON ADR	金融	7,200	1,507.28	10,852,390	1,549.30	11,154,945	2.51
中国	株式	HUANENG POWER INTL INC-H	公益事業	126,000	45.57	5,742,421	43.79	5,517,699	1.24
南アフリカ	株式	ABSA GROUP LTD	金融	1,200	1,515.63	1,818,750	1,713.86	2,056,636	0.46
南アフリカ	株式	IMPERIAL HOLDINGS LTD	一般消費財・サービス	1,400	1,274.46	1,784,242	1,432.96	2,006,148	0.45
南アフリカ	株式	RMB HOLDINGS LTD	金融	5,700	300.34	1,711,963	348.71	1,987,661	0.45
南アフリカ	株式	THE FOSCHINI GROUP LTD	一般消費財・サービス	1,800	962.38	1,732,289	1,101.33	1,982,389	0.45
南アフリカ	株式	NEDBANK GROUP LTD	金融	1,100	1,594.22	1,753,646	1,794.30	1,973,727	0.44
南アフリカ	株式	FIRSTRAND LTD	金融	7,700	224.00	1,724,793	254.91	1,962,837	0.44
南アフリカ	株式	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	一般消費財・サービス	2,100	797.27	1,674,277	927.96	1,948,718	0.44
ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICPAC-SPON ADR	エネルギー	1,300	1,322.95	1,719,829	1,496.27	1,945,148	0.44
南アフリカ	株式	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	一般消費財・サービス	5,300	318.56	1,688,364	365.79	1,938,682	0.44

（注1）業種は、G I C S 産業グループの分類に基づきます。

（注2）構成比は、当ファンドの現金等を除く株式部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（平成23年4月28日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	電気通信サービス	27.74
		金融	19.89
		情報技術	14.63
		公益事業	11.42
		生活必需品	10.23
		素材	8.38
		一般消費財・サービス	6.14
		資本財・サービス	1.13
		エネルギー	0.44
		ヘルスケア	0.00
合計			100.00

（注）構成比は、当ファンドの現金等を除く株式部分を100%として計算した当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成23年4月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成23年4月28日現在）

- (3) 【運用実績】
 【純資産の推移】
 該当事項はありません。
 【分配の推移】
 該当事項はありません。
 【収益率の推移】
 該当事項はありません。
- (4) 【設定及び解約の実績】
 該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

3 運用実績

ファンドは平成 23 年 6 月 30 日に当初の設定を行う予定です。したがって有価証券届出書提出日現在、記述する運用実績は存在していません。

基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成23年6月16日から平成23年6月29日までです。
 継続申込期間は、平成23年6月30日から平成24年9月25日までの毎営業日です。
 ただし、以下の日に該当する場合はお申込みできません。

- ・ ニューヨークの取引所の休場日
- ・ ニューヨークの取引所の休場日の日本における前営業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日の日本における前営業日
- ・ ルクセンブルグの取引所の休場日
- ・ ルクセンブルグの銀行の休業日

申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異

なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

平成23年7月4日以降、03-6756-4600（予定）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿へのあらたな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（3）取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けられた取得申込みの受付けを取消すことができます。

金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、以下の日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ・ニューヨークの取引所の休場日
- ・ニューヨークの取引所の休場日の日本における前営業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日の日本における前営業日
- ・ルクセンブルグの取引所の休場日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日

一部解約の実行の請求の受付けは、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとし、

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額（解約価額）から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受付の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(4) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「エマバラ年1」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

平成23年7月4日以降、03-6756-4600（予定）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成23年6月30日）から平成24年6月25日までとし、最終計算期間の終了日は、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託にかかる受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 3. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 4. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約
- 委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更 c.」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき
- 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、下記の規定にしたがって信託約款を変更します。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は下記c.以降の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
 - b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項（上記b.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - d. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - e. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - f. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - g. 上記c.からf.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - h. 上記b.からg.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、いつでも受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの運用は、平成23年6月30日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2) 当ファンドの会計監査は、あらた監査法人により行われ、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、当ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

以下に参考として記載する「スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）」は、平成23年4月28日のものです。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

<参考>

スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

（平成23年4月28日現在）

資産総額	289,857,867円
負債総額	46,074円
純資産総額（ - ）	289,811,793円
発行済数量	284,998,071口
1単位当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.0169円 （10,169円）

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

（平成23年4月28日現在）

資産総額	67,281,870,915円
負債総額	699,678,367円
純資産総額（ - ）	66,582,192,548円
発行済数量	66,178,283,070口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0061円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券

- の再発行の請求を行わないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 償還金
償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成23年5月末現在）

資本金 7億9,500万円
 発行可能株式総数 20,000株
 発行済株式総数 15,900株
 最近5年間における主な資本金の額の増減
 最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成23年5月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

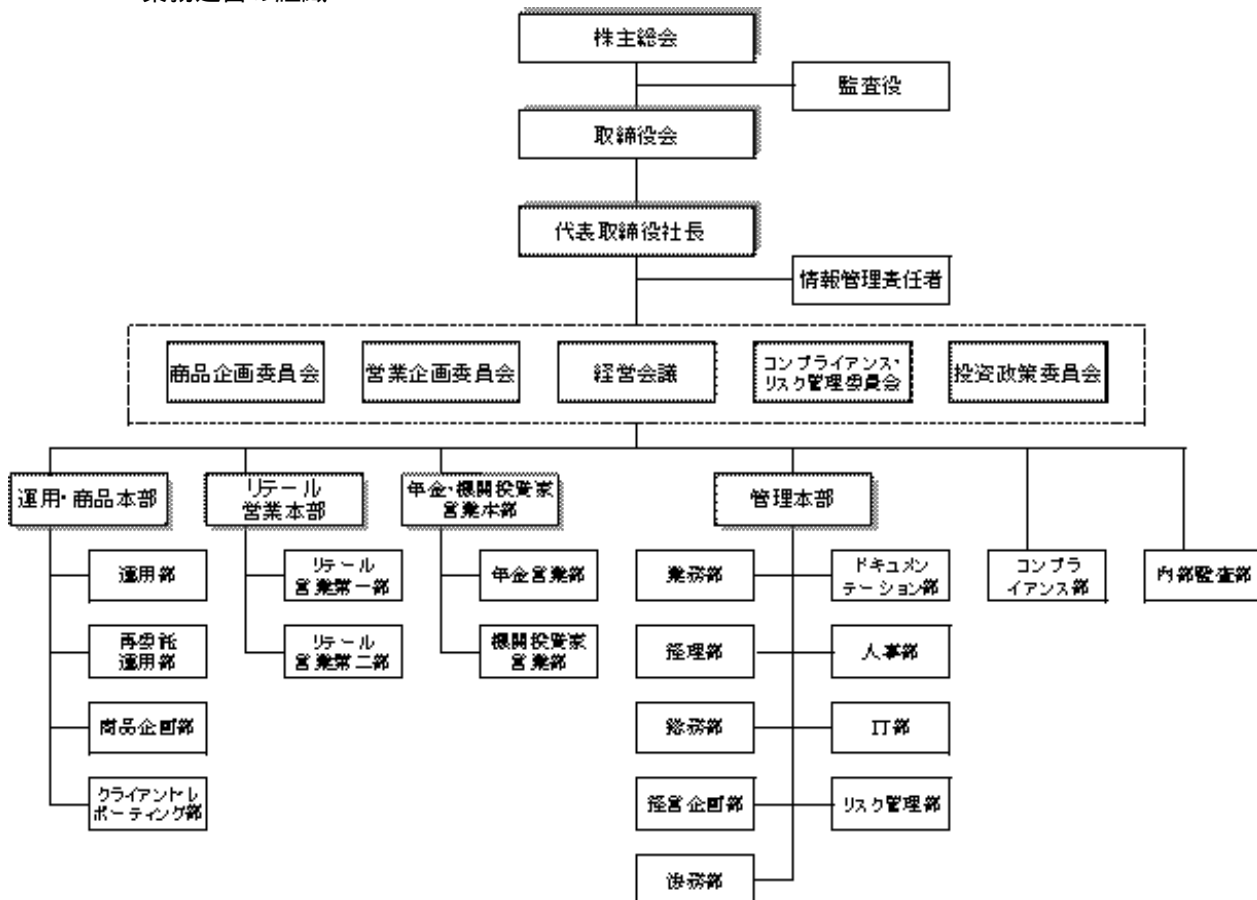
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

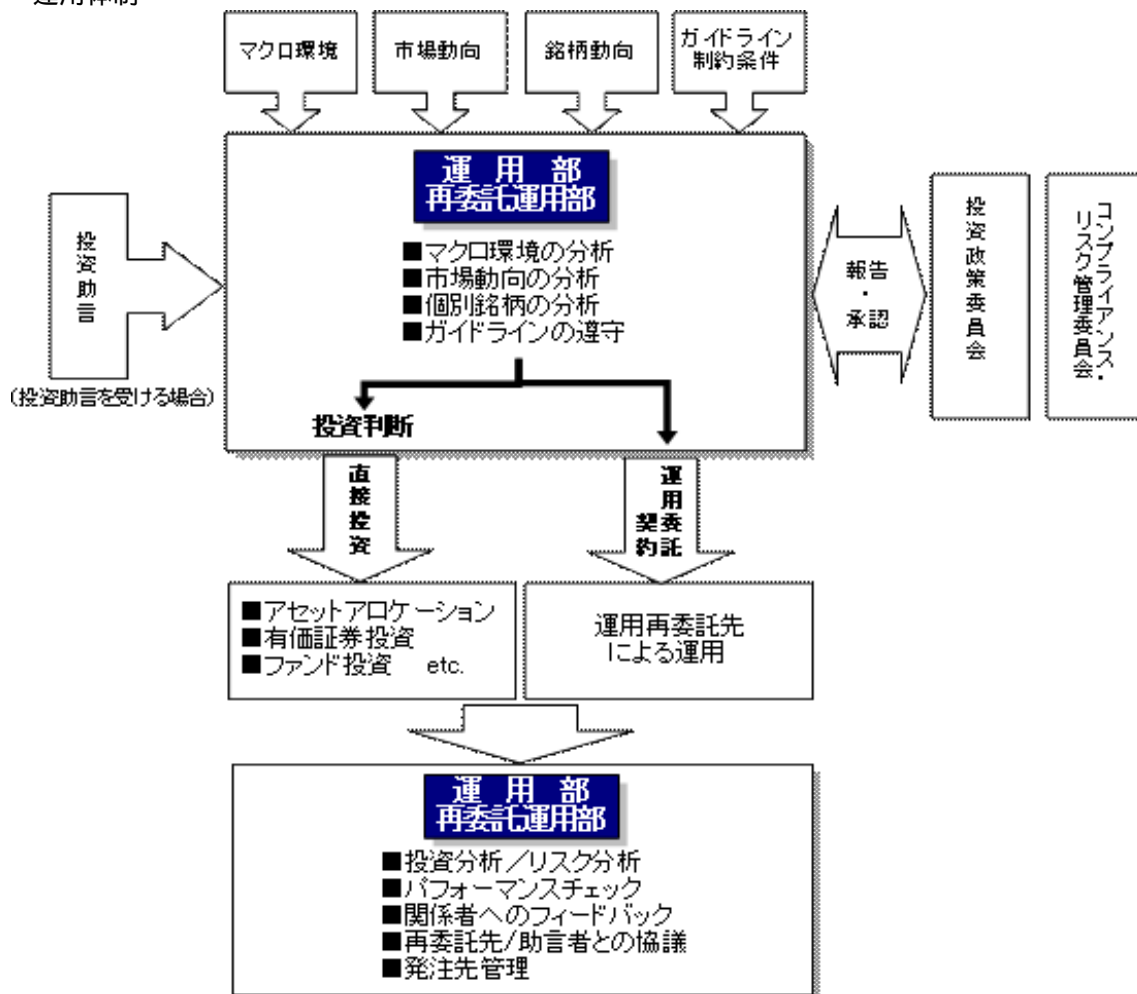
業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成23年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成23年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成23年4月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	16	102,447
追加型株式投資信託	11	101,252
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	596
単位型公社債投資信託	3	599
私募証券投資信託	21	129,856
合計	37	232,303

3【委託会社等の経理状況】

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けている、あずさ監査法人は監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,536,934	4,966,234
未収委託者報酬	177,903	280,181
未収運用受託報酬	*3 665,332	1,274,895
未収収益	44,578	30,771
未収還付法人税等	144,167	-
前払費用	35,134	53,095
仮払金	6,663	25,149
繰延税金資産	33,546	75,559
流動資産計	6,644,261	6,705,887
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 77,120	63,794
器具備品	*1 51,471	38,297
リース資産	*1 3,915	3,105
有形固定資産計	132,506	105,197
無形固定資産		
ソフトウェア	*2 27,786	23,326
電話加入権	228	228
無形固定資産計	28,015	23,555
投資その他の資産		
投資有価証券	269,879	1,582,278
長期差入保証金	140,003	136,531
預託金	75	75
繰延税金資産	54,555	71,720
投資その他の資産計	464,513	1,790,605
固定資産計	625,035	1,919,358
資産合計	7,269,297	8,625,245
負債の部		
流動負債		
未払金	17,151	30,028
未払費用	667,350	1,138,637
預り金	5,140	6,034
仮受金	11,739	10,111
未払法人税等	-	266,717
未払消費税等	23,046	9,261
賞与引当金	101,935	124,967
リース債務	850	850
流動負債計	827,214	1,586,608
固定負債		
退職給付引当金	82,371	128,084
役員退職慰労引当金	21,583	30,455
リース債務	3,260	2,409
固定負債計	107,215	160,949
負債合計	934,429	1,747,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,862,732	5,398,198
利益剰余金計	4,862,732	5,398,198
株主資本計	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	17,864	10,510
評価・換算差額等計	17,864	10,510
純資産合計	6,334,868	6,877,687
負債・純資産合計	7,269,297	8,625,245

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,326,877	2,591,900
運用受託報酬	3,587,588	4,108,302
その他営業収益	241,872	122,168
営業収益計	7,156,338	6,822,371
営業費用		
支払手数料	724,318	601,106
広告宣伝費	33,562	64,888
公告費	1,156	1,060
調査費	3,367,261	3,421,291
委託計算費	55,598	37,953
通信費	11,363	12,000
印刷費	19,760	18,370
協会費	11,107	7,036
その他の営業雑経費	7,346	5,584
営業費用計	4,231,475	4,169,291
一般管理費		
役員報酬	111,143	104,678
給与・手当	795,234	750,181
賞与	4,600	-
交際費	4,573	2,993
旅費交通費	37,280	39,063
租税公課	18,715	22,107
不動産賃借料	121,935	116,473
固定資産減価償却費	44,553	36,883
賞与引当金繰入額	291,925	367,178
退職給付費用	64,028	69,914
役員退職慰労引当金繰入額	4,449	8,872
退職金	15,150	-
諸経費	169,224	157,655
一般管理費計	1,682,815	1,676,002
営業利益	1,242,047	977,078
営業外収益		
受取利息	5,673	883
為替差益	1,056	-
その他	181	6,714
営業外収益計	6,911	7,597
営業外費用		
為替差損	-	222
営業外費用計	-	222
経常利益	1,248,959	984,452
特別損失		
固定資産除却損	725	77
特別損失計	725	77
税引前当期純利益	1,248,233	984,375
法人税、住民税及び事業税	508,890	513,115
法人税等調整額	41,677	64,205
法人税等合計	550,568	448,909
当期純利益	697,665	535,465

(3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,165,067	4,862,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	4,862,732	5,398,198
株主資本合計		
前期末残高	5,655,067	6,352,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		
前期末残高	4,352	17,864
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	13,512	7,353
当期末残高	17,864	10,510
純資産合計		
前期末残高	5,650,714	6,334,868
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	684,154	542,819
当期末残高	6,334,868	6,877,687

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1) その他有価証券時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

<p style="text-align: center;">リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	-
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日現在）	当事業年度 （平成22年3月31日現在）																				
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">34,287千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">75,048千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">135千円</td> </tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">12,977千円</td> </tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">264,340千円</td> </tr> </table>	建 物	34,287千円	器具備品	75,048千円	リース資産	135千円	ソフトウェア	12,977千円	未収運用受託報酬	264,340千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 物</td> <td style="text-align: right;">47,613千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">89,683千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">945千円</td> </tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">20,937千円</td> </tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">590,302千円</td> </tr> </table>	建 物	47,613千円	器具備品	89,683千円	リース資産	945千円	ソフトウェア	20,937千円	未収運用受託報酬	590,302千円
建 物	34,287千円																				
器具備品	75,048千円																				
リース資産	135千円																				
ソフトウェア	12,977千円																				
未収運用受託報酬	264,340千円																				
建 物	47,613千円																				
器具備品	89,683千円																				
リース資産	945千円																				
ソフトウェア	20,937千円																				
未収運用受託報酬	590,302千円																				

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）								
<p>*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取締役</td> <td style="text-align: right;">年額 300,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監査役</td> <td style="text-align: right;">年額 20,000千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,409,477千円</td> </tr> </table>	取締役	年額 300,000千円	監査役	年額 20,000千円	運用受託報酬	1,409,477千円	<p>*1 同 左</p> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,019,405千円</td> </tr> </table>	運用受託報酬	2,019,405千円
取締役	年額 300,000千円								
監査役	年額 20,000千円								
運用受託報酬	1,409,477千円								
運用受託報酬	2,019,405千円								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 （株）	15,900	-	-	15,900

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末

普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900
-------------	--------	---	---	--------

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																																												
<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>24,924</td> <td>24,924</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>10,483</td> <td>10,483</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>14,440</td> <td>14,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,455千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,440千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,984千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,984千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	24,924	24,924	減価償却累計額相当額	10,483	10,483	期末残高相当額	14,440	14,440	1年以内	4,985千円	1年超	9,455千円	合計	14,440千円	1. 支払リース料	4,984千円	2. 減価償却費相当額	4,984千円	<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>23,259</td> <td>23,259</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>14,838</td> <td>14,838</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>8,420</td> <td>8,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,091千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,329千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,420千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,444千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,444千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 同 左</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	23,259	23,259	減価償却累計額相当額	14,838	14,838	期末残高相当額	8,420	8,420	1年以内	4,091千円	1年超	4,329千円	合計	8,420千円	1. 支払リース料	4,444千円	2. 減価償却費相当額	4,444千円
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	24,924	24,924																																											
減価償却累計額相当額	10,483	10,483																																											
期末残高相当額	14,440	14,440																																											
1年以内	4,985千円																																												
1年超	9,455千円																																												
合計	14,440千円																																												
1. 支払リース料	4,984千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,984千円																																												
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	23,259	23,259																																											
減価償却累計額相当額	14,838	14,838																																											
期末残高相当額	8,420	8,420																																											
1年以内	4,091千円																																												
1年超	4,329千円																																												
合計	8,420千円																																												
1. 支払リース料	4,444千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,444千円																																												
<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 同 左</p>																																												

<p>3. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">113,998千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">199,497千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">313,496千円</td> </tr> </table>	1年以内	113,998千円	1年超	199,497千円	合計	313,496千円	<p>3. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">113,998千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">85,499千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">199,497千円</td> </tr> </table>	1年以内	113,998千円	1年超	85,499千円	合計	199,497千円
1年以内	113,998千円												
1年超	199,497千円												
合計	313,496千円												
1年以内	113,998千円												
1年超	85,499千円												
合計	199,497千円												

（金融商品関係）

当事業年度（平成22年3月31日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスクの管理）

投資有価証券については、時価を定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,966,234	4,966,234	-
(2)未収委託者報酬	280,181	280,181	-
(3)未収運用受託報酬	1,274,895	1,274,895	-
(4)未収収益	30,771	30,771	-
(5)長期差入保証金	136,531	135,957	573
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,582,278	1,582,278	-
資産計	8,270,892	8,270,319	573

(1)未払費用	1,138,637	1,138,637	-
負債計	1,138,637	1,138,637	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金については、貸借期間に渡り無リスク利率で割り引いた金額を時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,966,234			
未収委託者報酬	280,181			
未収運用受託報酬	1,274,895			
未収収益	30,771			
長期差入保証金		136,531		
合 計	6,552,083	136,531		

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	300,000	269,879	30,120
計	300,000	269,879	30,120

当事業年度（平成22年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	1,600,000	1,582,278	17,721
計	1,600,000	1,582,278	17,721

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">44,768千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">19,260千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末未支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	82,371千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	82,371千円	勤務費用	44,768千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円	<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">51,283千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">18,630千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p>	退職給付債務	128,084千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	128,084千円	勤務費用	51,283千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円
退職給付債務	82,371千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	82,371千円																				
勤務費用	44,768千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円																				
退職給付債務	128,084千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	128,084千円																				
勤務費用	51,283千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円																				

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">1,246</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">41,762</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">43,008</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">33,546</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">33,516</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">8,782</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">12,256</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">54,555</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">44.1</td> </tr> </table>	未払費用否認	1,246	賞与引当金	41,762	繰延税金資産合計	43,008	未収還付事業税	9,462	繰延税金負債合計	9,462	繰延税金資産の純額	33,546	退職給付引当金	33,516	役員退職慰労引当金	8,782	投資有価証券	12,256	繰延税金資産合計	54,555	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.1	役員賞与	3.1	交際費否認	0.1	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">3,872</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,743</td> </tr> <tr> <td>未払地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">11,094</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">50,849</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">75,559</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52,117</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">12,392</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,210</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">71,720</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">4.4</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">45.6</td> </tr> </table>	未払費用否認	3,872	未払事業税	9,743	未払地方法人特別税	11,094	賞与引当金	50,849	繰延税金資産合計	75,559	退職給付引当金	52,117	役員退職慰労引当金	12,392	投資有価証券	7,210	繰延税金資産合計	71,720	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.2	役員賞与	4.4	交際費否認	0.1	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6
未払費用否認	1,246																																																																		
賞与引当金	41,762																																																																		
繰延税金資産合計	43,008																																																																		
未収還付事業税	9,462																																																																		
繰延税金負債合計	9,462																																																																		
繰延税金資産の純額	33,546																																																																		
退職給付引当金	33,516																																																																		
役員退職慰労引当金	8,782																																																																		
投資有価証券	12,256																																																																		
繰延税金資産合計	54,555																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.1																																																																		
役員賞与	3.1																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.1																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1																																																																		
未払費用否認	3,872																																																																		
未払事業税	9,743																																																																		
未払地方法人特別税	11,094																																																																		
賞与引当金	50,849																																																																		
繰延税金資産合計	75,559																																																																		
退職給付引当金	52,117																																																																		
役員退職慰労引当金	12,392																																																																		
投資有価証券	7,210																																																																		
繰延税金資産合計	71,720																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.2																																																																		
役員賞与	4.4																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.2																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6																																																																		

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$31.30	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,409,477	未収運用 受託報酬	264,340

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の支払 (注1)	1,769,779	未払費用	319,140
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (旧会社名 メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション)	米国 ケイマン 諸島	\$0.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	1,818,376	未収運用 受託報酬	303,847

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

(関連当事者との取引)

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	2,019,405	未収運用 受託報酬	590,302

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	米国 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,174,717	未収運用 受託報酬	292,561

親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	152,750	未払費用	167,980
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	1,255,613	未払費用	288,959
親会社の子会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	273,634	未払費用	82,939
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	サービス 提供	-	-	預金	2,390,622
親会社の子会社	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 提供	営業費用 （調査費）	289,546	未払費用	162,312

1. 関連当事者との取引

（注1）独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）		当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	398,419円38銭	1株当たり純資産額	432,558円97銭
1株当たり当期純利益	43,878円33銭	1株当たり当期純利益	33,677円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		同 左	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
当期純利益（千円）	697,665	534,465
普通株式に係る当期純利益（千円）	697,665	534,465
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(中間財務諸表)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,105,764
未収委託者報酬		301,325
未収運用受託報酬		1,767,435
未収収益		65,056
前払費用		48,099
仮払金		5,908
繰延税金資産		153,307
流動資産計		7,446,897
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	67,010
器具備品	*1	35,267
リース資産	*1	2,700
有形固定資産計		104,978
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	21,359
電話加入権		228
無形固定資産計		21,588
投資その他の資産		
投資有価証券		1,309,370
長期差入保証金		136,531
預託金		75
繰延税金資産		87,234
投資その他の資産計		1,533,210
固定資産計		1,659,777
資産合計		9,106,675
負債の部		
流動負債		
未払金		54,452
未払費用		1,139,024
預り金		5,428
未払法人税等		252,030
未払消費税等	*3	12,218
仮受金		11,456
賞与引当金		322,401
リース債務		850
流動負債計		1,797,863
固定負債		
役員退職慰労引当金		28,722
退職給付引当金		146,937
資産除去債務		57,073
リース債務		1,984
固定負債計		234,718
負債合計		2,032,581
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,578,536

利益剰余金計	有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
株主資本計	5,578,536
評価・換算差額等	7,068,536
その他有価証券評価差額金	5,557
評価・換算差額等計	5,557
純資産合計	7,074,094
負債・純資産合計	9,106,675

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,534,748
運用受託報酬		2,070,195
その他営業収益		85,420
営業収益計		3,690,364
営業費用		2,379,837
営業費用計		2,379,837
一般管理費	*1	939,454
営業利益		371,072
営業外収益		7,720
営業外費用		16,019
経常利益		362,773
特別損失		
固定資産除却損		1,282
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額		38,858
税引前中間純利益		322,633
法人税、住民税及び事業税		246,580
法人税等調整額		104,285
中間純利益		180,338

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		795,000
当中間期末残高		795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		695,000
当中間期末残高		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		5,398,198
当中間期変動額		
中間純利益		180,338
当中間期変動額合計		180,338
当中間期末残高		5,578,536

株主資本合計	
前期末残高	6,888,198
当中間期変動額	
中間純利益	180,338
当中間期変動額合計	180,338
当中間期末残高	7,068,536
評価・換算差額等	
前期末残高	10,510
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	16,068
当中間期変動額合計	16,068
当中間期末残高	5,557
純資産合計	
前期末残高	6,877,687
当中間期変動額	
中間純利益	180,338
株主資本以外の項目の当期変動額	16,068
当中間期変動額合計	196,406
当中間期末残高	7,074,094

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 2年 器具備品 3年～20年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

期 別 項 目	当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)
会計方針の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ5,985千円、税引前中間純利益は44,843千円減少しております。</p>

追加情報

期 別	当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)
追加工報	平成23年10月予定の本社移転に伴い、主として本社建物について耐用年数の短縮を行っております。これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ3,254千円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建 物	62,271千円
器具備品	84,894千円
リース資産	1,350千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
ソフトウェア	25,041千円
*3. 消費税等の扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)	
*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	21,042千円
無形固定資産	4,104千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)			
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
器具備品	23,259千円	17,060千円	6,198千円
合 計	23,259千円	17,060千円	6,198千円
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。			

(2) 未経過リース料の中間期末残高相当額

1年以内	3,560千円
1年超	2,637千円
合計	6,198千円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,222千円
減価償却費相当額	2,222千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの

(1) リース資産の内容

有形固定資産
コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

3. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	121,179 千円
1年超	31,794 千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,105,764	5,105,764	-
(2)未収委託者報酬	301,325	301,325	-
(3)未収運用受託報酬	1,767,435	1,767,435	-
(4)未収収益	65,056	65,056	-
(5)長期差入保証金	136,531	136,531	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,309,370	1,309,370	-
資産計	8,685,483	8,685,483	-
(1)未払費用	1,139,024	1,139,024	-
負債計	1,139,024	1,139,024	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
証券投資信託受益証券	1,300,000	1,309,370	9,370
計	1,300,000	1,309,370	9,370

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は定期建物賃貸借契約に基づき使用するオフィスについて、退去時における原状回復義務を負っているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、契約期間は平成19年1月1日から平成23年12月31日までの5年間ですが、平成23年10月に本社移転を予定しているため、使用見込期間を58ヶ月、割引率は1.2%を採用しております。

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	56,732 千円
時の経過による調整額	341 千円
当中間会計期間末残高	57,073 千円

(注) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,534,748	2,070,195	85,420	3,690,364

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
2,011,540	1,054,773	609,378	14,672	3,690,364

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,047,272	投資運用業
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	556,107	投資運用業

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	444,919円59銭
1株当たり中間純利益額	11,342円05銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)	
中間純利益	180,338千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	180,338千円
期中平均株式数	15,900 株

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成22年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年9月末現在）

資本構成：株式会社りそな銀行33.33%、住友信託銀行株式会社33.33%、三井トラスト・ホールディングス株式会社33.33%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社滋賀銀行	33,076百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
2	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

- (2) 販売会社 : ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社 : 該当事項はありません。
(2) 販売会社 : 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの愛称、形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - (1) 金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨
 - (2) 目論見書の使用開始日
 - (3) 委託会社等の情報および受託会社に関する情報
 - (4) 請求目論見書の入手方法および当該請求を行った場合は、その旨を記録しておくべきである旨
 - (5) 信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - (6) 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
 - (7) 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - (1) 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - (2) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 3 目論見書の別称として「投資信託説明書」という名称を使用する場合があります。
- 4 交付目論見書に金融商品取引法に規定するクーリング・オフの適用がない旨を記載することがあります。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- 7 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月24日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。